

様式第3号(第3条関係)

<p style="text-align: right;">令和〇年 △月 〇日</p> <p style="text-align: center;">提出日を記入</p> <p>鯖江・丹生消防組合 消防署長 殿</p> <p style="text-align: right;">管理権原者又は防火管理者 氏 名 鯖江 太郎</p> <p style="text-align: center;">自 衛 消 防 訓 練 通 知 書</p>				
事業所の所在	福井県鯖江市西山町〇-△			
事業所名称等	鯖江・丹生ホテル	業態	旅館業	令別表第1項目別 ※
実施日時	令和〇年 △月 〇日 自 10時 00分 至 11時 00分			
訓練種別	<input checked="" type="radio"/> 1 総合訓練 <input type="radio"/> 2 部分訓練(消火訓練 通報訓練 避難訓練)			
参加人員	30名	担当者	防火管理者 鯖江 太郎 TEL 〇〇〇(△△△△) 〇〇〇	
消防職員または消防隊派遣の要否	消防職員	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 否		
	消防隊	要 <input type="radio"/> 要請車種別 <input checked="" type="radio"/> 否 <input type="radio"/> 台		
<p>訓練概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訓練開始前に避難経路の確認、消防用設備等の取り扱い方法を確認する。 ・ 訓練は夜間、3階客室より出火したことを想定に行う。従業員により初期消火班、避難誘導班、通報班に分かれ訓練を実施する。 ・ 避難訓練終了後に水消火器を利用した消火訓練を行う。 <p>※内容が記載しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。</p>				

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 訓練の種別および消防職員等の派遣の要否欄については、該当するものを○で囲むこと。
- 3 訓練概要欄に実施内容が記載しきれない場合には、別紙とすること。
- 4 ※印欄は記入しないこと。

自衛消防訓練について

防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、防火管理に係る消防計画を作成し、消防計画に基づき定期的に消防訓練を実施する義務があります。（消防法第8条）

特に、不特定多数の人が出入りする用途（特定用途防火対象物）では、消火訓練及び避難訓練を年2回以上実施することが義務付けられています。（消防法施行規則第3条第10項）

1 消防訓練の種別と実施

消防訓練の種別は、消火訓練、避難訓練及び通報訓練があります。実施しなければならない訓練の種別と回数は、防火対象物の用途ごとに次の表のとおりになります。

種別	内容	訓練の回数	
		特定防火対象物※1	非特定防火対象物※2
消火訓練	消火器及び屋内消火栓等の取扱い訓練	年2回以上	消防計画に定めた回数 年1回以上
避難訓練	避難誘導及び避難器具の取扱い訓練		
通報訓練	消防機関に通報する訓練	消防計画に定めた回数 年1回以上 事業所内で行う模擬の通報訓練可	

※1 特定防火対象物とは……集会場、遊技場、飲食店、百貨店、旅館、病院、社会福祉施設の
不特定多数の人が利用する建物

※2 非特定防火対象物とは……共同住宅、学校、図書館、神社、工場、倉庫、事務所、文化財等の
特定の人が利用する建物

2 消防訓練の実施方法

- ① 消防計画に基づき、消防訓練の実施日時と訓練内容を決定しましょう。
- ② 特定防火対象物の防火管理者は訓練を実施する場合は、あらかじめ管轄の消防署に報告する義務があります。電子申請（鯖江・丹生消防組合HP）若しくは「自衛消防訓練通知書」を消防署に提出してください。（消防法施行規則第3条第11項等）
非特定防火対象物にあつては「自衛消防訓練通知書」により消防署に通知または、訓練の実施結果を記録してください。（鯖江・丹生消防組合火災予防規程第55条の2）
- ③ 消防訓練は防火管理者が中心となって実施してください。消防職員による消防訓練の指導を希望する場合また、水消火器の借用を希望する場合は、事前に管轄の消防署にご相談ください。